

平成27年度事業計画

公益財団法人
入管協会

第1 入管協会の使命

公益財団法人入管協会は、昭和62年8月20日、法務省所管の財団法人として設立され、平成26年4月1日に現法人に移行しました。

当協会は、出入国管理行政に関する知識の普及を図るとともに、出入国管理行政の円滑な運営に寄与し、国際的な相互理解及び国際協力の増進に資することなどを目的としております。具体的には、研修会の開催や月刊誌「国際人流」を発行するなどし、外国人の入国、在留に関する情報を発信して、外国人の適正な受入れに貢献しようとするものであり、平成27年度においては次の事業を行います。

第2 事業内容

1 公益目的事業

(1) 相談・助言

ア 外国人在留総合インフォメーションセンターの相談業務

法務省の委託を受けて、地方入国管理局等に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、来訪した外国人や関係者に、外国人の入国・在留関係の諸手続及び各種申請等の相談・案内及び情報の提供を行います。

平成27年度は、札幌、東京、横浜、大阪、神戸及び高松の各地方入国管理局等に設置された同センターにおいて相談・案内を行います。

なお、東京入国管理局においては、来訪者の相談のほか、メール及び電話による相談業務も行います。

イ 電話及びメールによる無料相談業務

賛助会員以外の一般人を対象に、毎日午後1時30分から同4時30分までの間、電話又はメールによる無料相談を行います。

ウ 在留資格諸申請に係る窓口業務

地方入国管理官署では出入国管理及び難民認定法に基づく各種申請を受理しているところ、法務省の委託を受けて、名古屋入国管理局の窓口において、申請の受付業務を行います。

エ 月刊誌「国際人流」の発行と教材・資料・書籍の発刊

(ア) 月刊誌「国際人流」を発行し、賛助会員等に無料配布するほか、一般にも頒布し、出入国管理に関する情報や国際交流に関する情報を提供します。

なお、「国際人流」の在り方について購読者等にアンケートを行い、同誌の隔月発行や内容の変更等を検討します。かかる検討を踏まえまして新たな国際人流として発行することとします。

(イ) 出入国者数や我が国に在留する外国人の国籍別、在留資格別、都道府県別在留外国人数等を取りまとめた「出入国・在留外国人統計」を発刊し、賛助会員等に無料配付するほか、一般にも頒布し、出入国管理に関する情報を発信します。

(ウ) 「出入国管理法令集」及び「申請等取次制度の概要」を発刊し、当協会主催の研修会で活用するほか、一般にも頒布し、出入国管理行政に関する知識の普及に努めます。

(エ) 入国・在留諸申請の手続きが分からないという人のために、「わかりやすい入管手続 必要書類と記載例集」及び「外国人受け入れ実務者のための入管手続」を頒布し、外国人の適正な受入れを推進します。

(2) 講習・セミナー・育成

ア 申請等取次ぎに関する研修会等の開催

出入国管理行政についての知識、申請取次制度の概要等、出入国管理業務全般にわたる実務能力の向上を目的に、就労目的の外国人を受入れる企業・団体や留学生を受け入れている教育機関の関係者を対象として、「外国人の入国・在留手続と申請等取次研修会」を東京、名古屋及び大阪において年8回開催します。

また、外国人学生の受入れ手続等の研修を目的とした「外国人学生に係る入国・在留手続研修会」を4月に東京で開催します。

さらに、不法就労外国人対策キャンペーンの一環として「外国人の正しい受入れと出入国事務研修会」を6月に東京で開催します。

イ 東京都の外国人不法就労防止啓発講習

不法滞在者や不法就労外国人の防止を図るため、東京都の委託を受けて講習会に講師を派遣し、外国人の適正な雇用について啓発活動を行います。

ウ 国際出入国管理セミナーの開催

立命館アジア太平洋大学との共催により、10月、「国際出入国管理セミナー」を開催します。これには、法務省入国管理局の担当者、立命館アジア太平洋大学副学長、日本及び諸外国の弁護士の出席を予定

しております。

(3) 調査・資料収集

前年度に実施した「外国人労働者の受入れの在り方」に関するアンケートを分析の上、公表（国際人流への掲載）するとともに、関係省庁へ資料の提供を行います。

2 収益等事業（事前点検及び申請取次ぎ）

賛助会員である企業、教育機関等からの依頼を受けて、賛助会員が受け入れる外国人に係る入国・在留関係諸申請の事前点検及び申請取次ぎを行います。

なお、平成25年4月の総務省の「技能実習制度を中心とした外国人受入れ対策に関する行政評価・監視の勧告」を踏まえた対応として、前年度に引き続き、非賛助会員に対する一定範囲内における事前点検及び申請取次ぎの拡充を検討します。

3 管理部門

(1) 評議員会・理事会の開催

平成27年度においては、年2回（5月と翌年3月）、評議員会・理事会を開催します。

(2) 会員の募集

当協会の活動を強化するため、協会の活動に賛同いただける団体等を募ります。

(3) 会員に対するサービスの向上及び会員募集の拡大を目的として大阪事務所（仮称）の新設に関する検討及び調査を行います。

第3 終わりに

当協会では、最新の出入国管理行政の情報を提供することによって、円滑かつ適正な出入国管理行政の実現に資するよう努力していく所存であります。引き続き、皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。